

令和4年度
阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託
公募型プロポーザル仕様書

令和4年8月

阿蘇市市民部ほけん課

この仕様書は、令和4年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき委託事業者の選定を行う上で最低限の業務内容の概要を示すものである。

実施要領に基づき選定された委託事業者（以下「受託者」という。）と随意契約を締結するに当たっては、改めて当該受託者と阿蘇市（以下「委託者」という。）で協議を行い、双方の合意に基づき、本業務委託の仕様を別途に定めるものとする。

1 業務委託名

令和4年度阿蘇市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

2 業務委託期間

契約締結日の日から令和5年3月31日まで

3 業務内容の概要

(1) 調査票の企画、作成及び発送等

ア 調査票は、国が示す必須項目と、委託者が加えたオプション項目の計60項目程度を想定する。

イ 調査票の作成に当たっては、高齢者に配慮した見やすく分かり易いものとする。

ウ 調査票の作成部数は、2,500部程度（A4、カラー刷、両面印刷、中綴じ）を想定する。

エ 調査対象者は、5つの日常生活圏域ごとに委託者が無作為に抽出する。

オ 委託者は、調査票の発送・分析に必要な標本名簿（調査対象者の被保険者番号、氏名、フリガナ、生年月日、郵便番号、住所、日常生活圏域等）をエクセル又はCSV形式データで、受託者に提供する。

カ 受託者は、送付用の封筒を作成し、委託者が提供する情報をもとに宛名を印刷する。

キ 受託者は、返信用の封筒を作成し、調査票とともに送付用の封筒に封入する。

ク 受託者は、封かんした送付用の封筒を委託者に提出し、委託者がこれを発送する。

ケ 調査票の発送に必要な郵送料は、委託者が支払う。

コ 送付用、返信用の封筒に記載する事項等は、別途協議する。

(2) 調査票の回収

ア 調査票の回収率は、日常生活圏域ごとに80%以上を想定する。

イ 調査票の返信先、問合せ先は、受託者とする。

ウ 調査票の回収率を上げるため、×切の前にハガキによりリマインドを送付する、あるいは電話により個別に回収を促すなど行うことが望ましい。

エ 回答のなかった要因について可能な範囲で確認を行うことが望ましい。

オ 調査票集計後、受託者は、調査票を委託者に返却する。

(3) 回収調査票の結果入力、集計等の電算処理

ア 回答済みの調査票のデータは、被保険者番号を含む標本名簿を照合可能としたも

のを作成し、国が示す地域包括ケア「見える化システム」へ登録ができる状態に加工したうえで、委託者に提出する。

イ 委託者は、受託者に対して、地域包括ケア「見える化システム」が利用できるようアカウントを作成する。

ウ 調査データを集計し、調査結果について、設問ごとにグラフや表、クロス集計等を作成する。

エ 日常生活圏域ごとの高齢者の課題、日常生活圏域の特徴を把握するための分析をするとともに、第9期阿蘇市高齢者いきいきプランに関わる課題解決に向けた方策や今後の事業展開等について提案する。

(4) 報告書の作成

ア 調査結果に基づき報告書を作成し、委託者にデータを提出する。また、その内容について、説明する。

イ 報告書は、グラフ、表、クロス集計等を用いて、分かりやすいものとする。

4 注意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い遂行すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、阿蘇市個人情報保護条例（平成17年阿蘇市条例第14号）及び阿蘇市個人情報保護条例施行規則（平成20年阿蘇市規則第7号）をはじめ、個人情報の保護及びプライバシーの保護に関する法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料等について、十分な注意のうえで保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後、全て返却すること。
- (6) 本業務で履行した成果品等は、全て委託者の所有物とし、委託者の許可なく貸与、公表及び使用してはならない。
- (7) 業務完了後、成果品等に受託者の責めに帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに委託者が必要とする措置を行うものとする。なお、これに対する経費は、受託者の負担とする。

5 本業務のながれ（予定）

- | | |
|---------|---------------|
| 令和4年10月 | 随意契約の締結 |
| | 調査対象者・調査項目の設定 |
| | 調査票の作成・発送 |
| 令和5年1月末 | 調査票の回収期限 |

調査票結果の集計・分析
報告書の作成
3月末 報告書の納品・説明

6 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。